

2026年度 成年後見人材育成研修（委託研修）開催要項

石川県地場産業振興センター

成年後見人材育成研修(委託研修)（以下、「委託研修」）は、日本社会福祉士会から都道府県社会福祉士会への委託により実施される研修です。

1. 研修目標
- (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。
(※本研修の修了は、権利擁護センターばあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
 - (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

2. 日 時
- 1日目 2026年 9月19日(土) 9時～17時
 - 2日目 2026年10月17日(土) 9時～17時
 - 3日目 2026年11月21日(土) 9時～17時
 - 4日目 2026年12月19日(土) 9時～16時

3. 会 場
- 1, 3, 4日目
石川県地場産業振興センター 本館3階 第6研修室（金沢市鞍月2丁目1番地）
2日目のみ
金沢勤労者プラザ 1階 101研修室（金沢市北安江3-2-20）

4. カリキュラム（予定） 別紙参照

- (1) 講義・演習等：4日間 23時間
- (2) 事前課題：指定する6課目は「事前課題」を提出して頂きます。
課題については、その都度ご案内します。

5. 受講対象

下記のいずれかの者で、「6 受講要件」の全てを満たす者。

- (1) 社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
- (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

6. 受講要件

- (1) 日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士
- (2) 次に挙げる a～c のいずれかを満たす者
 - a 日本社会福祉士会の基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を修了している者
 - b 日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
 - c 認定社会福祉士である者（申し込み時点で登録済み）
- (3) カリキュラムの全課程を出席できる者
- (4) 都道府県社会福祉士会の会長が成年後見活動に資すると認める者
- (5) 年会費の滞納がない者

7. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

区分	都道府県社会福祉士会名	定員
研修を主管する 社会福祉士会 (主管社会福祉士会)	石川県社会福祉士会	20名
研修の対象となる 指定社会福祉士会 (受講可能な社会福祉士会)	富山県社会福祉士会	5名
	福井県社会福祉士会	5名

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

8. 受講費 6万円（別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。）
※一端納入された受講費は、主催者（研修を主管する社会福祉士会）の責による以外は返金いたしません。
9. 申込 別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、所属の社会福祉士会事務局（下記参照）に、郵便または、FAX、E-mailにてお申込ください。
- ◆申込期間 **8月6日（木）必着 ※定員となり次第締め切ります。**
※FAX、E-mailは正午必着、郵便は当日必着
10. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。
①主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。
②指定社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、指定社会福祉士会が受講者を決定し、主管社会福祉士会に推薦します。
③上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と指定社会福祉士会の協議で受講者を決定します。
11. 受講可否の連絡等
- ・受講可否は、8月21日頃にメールにてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
 - ・受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することがありますのでご了承ください。
 - ・会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。
12. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。
- ・面接授業の出席が100%であること
 - ・事前課題を提出すること
 - ・修了評価で一定の水準を満たすこと
- ※期間内で終了できない場合で、欠席した授業が4課目以内の場合は、翌年度に限り期間延長を認めます。
※15分以上の遅刻・早退は、原則欠席扱いとなり、レポート・補講等の対応を検討する場合があります。15分未満であっても、3回で1課目に相当する欠席となります。

13. 研修単位について

- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、専門課程の2単位となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。
認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）
単位数：2単位
認証番号：20250007
- 注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

<問い合わせ先>

【石川県社会福祉士会】（主管） 〒920-8557 金沢市本多町 3 丁目 1-10 石川県社会福祉会館 2 階 TEL 076-207-7770 FAX 076-207-5460 E メール icsw@space1an.ne.jp
【富山県社会福祉士会】 〒939-0341 富山県射水市三ヶ 579 TEL/FAX 0766-55-5572 E メール toyama.csw@gmail.com
【福井県社会福祉士会】 〒918-8011 福井県福井市月見 3 丁目 2 番 37 号 NTT 西日本福井南交換所ビル 1 階 TEL 0776-63-6277 FAX 0776-63-6330 E メール cswfukui@song.ocn.ne.jp